

都 歩 ま 第 4 0 号
平成 3 0 年 7 月 2 7 日

京都タクシー業務センター
代表幹事 兼元 秀和 様

京都市歩くまち京都推進室長
(担当 山下・吉田 TEL222-3483)

四条通（大丸前及びマルイ前）における待機タクシーについて

日頃より、京都を訪れる全ての方にとって欠かせない公共交通機関の一つとして、本市が掲げる「歩くまち・京都」の推進に御理解と御協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、御承知のとおり、四条通（烏丸通～川端通）は、車道の円滑な交通を確保するため、タクシー乗り場及び沿道アクセススペースを除き、駐停車禁止となっております。

しかしながら、一部のタクシーが違法に待機（客待ち）を行っているため、路線バスの通行に支障が生じるとともに、本来の目的（人の乗降や荷物の積卸し）で沿道アクセススペースを利用できない状況が頻発しており、地域住民、付近の商店、バス事業者からも、苦情や相談が寄せられております。

このため、本市では、下記のとおり実態調査を実施したところ、依然としてタクシーの違法な駐停車が確認されております。この状況を放置することは、交通の円滑性及び安全性の面からも非常に危険であり、交通事故等がいつ発生してもおかしくない切迫した状況です。また、大多数の乗務員の方がルールを守っておられる中、これらのごく一部のルールを無視した乗務員の行動により、タクシー業界全体のイメージを低下させる状況は、今後のタクシー業界発展のためにも改善しなければなりません。

つきましては、違法駐停車が確認された車両に対して、重ねて指導していただきますとともに、タクシー事業者に対しても、安全性の面で非常に危険である旨、御説明いただき、今後一切の違法駐停車を止めていただくよう、十分な御指導お願い致します。

なお、今回の調査結果につきましては、京都府警察、京都運輸支局とも情報連携するとともに、引き続きルールの遵守に取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【タクシーの違法駐停車に係る実態調査について】

- 1 日 程 平成 30 年 6 月 25 日（月）、30 日（土）、7 月 1 日（日）
- 2 場所及び時間帯
 - ① 大丸前タクシー乗り場 12:00～14:00、17:00～20:00
 - ② 四条河原町南東角 14:30～16:30
- 3 対 象
 - ① 大丸前タクシー乗り場の収容台数（3 台）を超えた違法駐停車
 - ② 四条河原町南東角（マルイ前）における違法駐停車
（交差点内、横断歩道上、バス停付近等）

4 結 果（今回の会議資料として追記）

違法駐車台数（のべ）① 196 台 ② 167 台